

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成18年7月31日

京都市長 榊本頼兼

医療機関指定（病院・診療所・歯科）

名 称	所 在 地	指定年月日
原田病院	東山区七条通大和大路西入西門町546番地の2	平成18年4月4日
(医) 社団医真会タケダ腎クリニック	東山区大橋町94番地 三条鈴木ビル4F	平成18年4月3日
高須町塚診療所	山科区竹鼻竹ノ街道町29番地の2	平成18年6月1日
安溪メンタルクリニック	中京区烏丸通夷川上ル少将井町245番地の2 烏丸梅田ビル3F	平成18年4月1日
吉政医院	中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町235番地	平成18年7月1日
濱本医院	西京区大原野上里男鹿町3番地の3	平成18年7月1日
多田歯科医院	北区小山下初音町27番地	平成18年6月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)